



Q 女性活躍推進法ができたと言ってきました。どんな法律ですか。



A 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍に関する法律)は、雇用形態を問わず、女性が職場で個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、昨年8月に成立、9月4日に公布されました。

女性活躍推進法とは

従業員が301人以上の民間事業主は今年4月1日までに「事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出なければなりません。

300人以下の民間事業主は努力義務ですが、積極的に女性の活躍推進に取り組むことが望まれます。取り組みに当たっては「女性活躍加速化助成金」の活用も検討してください。

■法の概要■

①国は女性の活躍にかかる基本方針を策定し、地方公共団体は区域内の女性の活躍の推進

認定。

④原則として公布日

施行。事業主行動計画の策定は2016年4月1日施行。26年3月31日までの時限立法。

鳥取労働局雇用均等室 電話 0857-29-1709